

阿賀野市選挙管理委員会告示第 4 号

令和4年5月29日執行予定の新潟県知事選挙における選挙人名簿の登録の移替えは、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条の規定により、次の期間分をこの選挙後に延期することと定めた。

令和4年4月19日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽英

1 登録の移替えを延期する期間

令和4年4月20日から令和4年5月29日まで